

治療用装具

互助会に療養費請求の際は

①～④のコピーを添付してください。

ご自分の加入している健康保険(国保等)に請求する前に下記①②③④のコピーをとっておいてください。

各自の保険自己負担割合に応じた額が
2,130円以上のとき
互助会に請求できます

<互助会に請求できる額>

(例) 装具代金が28,000円の場合

3割負担	28,000×3割=	8,400円
2割負担	28,000×2割=	5,600円
1割負担	28,000×1割=	2,800円

↓
(互助会に請求できる額 - 2,000円) × 0.8 = 互助会からの給付額 (100円未満切捨て) となります。

① 医証 (医師の意見書および
装着証明書)

② 装具の見積書

③ 装具の請求書

④ 領収書

保険適用となる治療用装具

医師が治療上必要と認めたコルセット・サポーター・足底板などに限られます。

日常生活上不便であるとか外観を整えるために装着するものなどは療養費給付の対象となりません。

(眼鏡・補聴器などは給付対象外です。)

上記(例)の場合、28,000円に対して自己負担額を除いた残りの額は、加入している保険証元(国保・協会けんぽ・後期高齢者医療など)から払戻されますので、各自手続きを行ってください。